

あなたの会社の製品、

原産性は失われていませんか？

御社が過去に原産品であるとの判定を受けている製品については、引き続き、当該製品が原産地規則等を満たしているかどうかを、御社内で定期的に確認する必要があります。

確認の結果、原産性を判断するための要素に変更があった場合には、原産性の有無を再検証する必要があります。万が一、原産地規則等を満たさなくなった製品については、特定原産地証明書の発給申請手続きをすることができません。これらのケースに当てはまる場合は、至急、下記担当宛ご相談ください。

輸出する製品の原産性に変更が生じる主な要因は、以下のとおりです。

- ✓ 国内生産工程の海外への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、F O B 価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下
※社内の生産部門や調達部門、サプライヤー等
関連するお取引先にも原産地規則等を十分に理解してもらい、上記変更が生じる場合には事前に情報共有できる体制を整備してください。



<参考> 経済産業省資料

『原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示』

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

【原産地規則等を満たさなくなった個別製品に関するお問合せ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

電話：03-3283-7850 E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

【経済産業省資料に関するお問合せ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明書

電話：03-3501-0539 E-mail: gensanti-syoumei@meti.go.jp